

# 会 議 録

会議の名称	第20回小金井市保育計画策定委員会	
事務局	子ども家庭部保育課	
開催日時	令和2年11月26日(木) 18時00分から21時00分まで	
開催場所	前原暫定集会施設A会議室	
出席者	委員	米原 立将 委員長                      堀尾 瞳                      委員 長汐 道枝 副委員長                  茂森 俊介                  委員 平野 麻衣子 委員                      飯塚 絵美                  委員 井戸下 望 委員                        中村 悠子                  委員 竹澤 千穂 委員                        真木 千壽子                委員 大越 郁子 委員                        藤原 大介                  委員
	事務局	保育政策担当課長 平岡 良一 小金井保育園園長 小方 久美 さくら保育園園長 柴田 桂子
欠席者	田邊 満寿美 委員	
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	6人	
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 前回会議録について (2) (仮称) 小金井市保育計画(第4章)について (3) (仮称) 小金井市保育計画(第5章)について (4) その他	
発言内容・ 発言者名(主な 発言要旨)	別紙のとおり	
提出資料	次第 資料52 (仮称) 小金井市保育計画(第4章 保育の質のガイドライン(素案)) (修正案) 資料53 第20回保育計画策定委員会用 意見聴取表 資料54 (仮称) 小金井市保育計画(第5章 今後の施策の方向性(素案)) (修正案)	
その他		

令和2年11月26日

開 会

○米原委員長            それでは、ただいまから、第20回小金井市保育計画策定委員会を開会致します。本日、田邊委員より欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

また、本日は会議時間が3時間となっておりますので、きりの良いところで5分程度休憩を入れさせていただきますので、よろしくお願い致します。

それでは、議題に沿って進めて参ります。議題の1番です。「前回の会議録」について、事務局よりお願い致します。

○事務局（保育政策担当課長）            前回会議録の取扱いについて事務局よりご説明いたします。前回の会議録については、通常では次の会議の開催前までに委員の皆さまに校正依頼の上、本日確定することとしておりましたが、今回は前回会議から日数が少なかったことにより、本日机上にて校正を依頼させていただくこととなります。それとともに、速やかに会議内容を公表するため、期日までにご校正いただき、その結果については委員長確認の上、次の会議を待たずに確定し、公開していく形の取扱いをさせていただければと思います。事務局からは以上です。

○米原委員長            今、事務局からご説明がありましたとおり、日数の関係で、前回の会議録の校正依頼が本日となっております。これまで、会議録の確定は会議の中で行ってまいりましたけれども、事務局の説明どおり、校正いただいた内容を踏まえて、最終的に私の方で確定させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（全員）

（異議なし）

○米原委員長            よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、第19回の会議録については、そのような取扱いとさせていただきます。

今後も、月2回、会議を開催するようなこともありますけれども、その際は、このような取扱いとさせていただく場合がございますので、よろしくお願い致します。

次に、議題の2番です。「(仮称) 小金井市保育計画の第4章について」でございます。

それでは、まずは事務局よりご説明をお願い致します。

○事務局（保育政策担当課長）            それでは、事務局の方から、大きく2点ご説明をさせていただきます。

1点目は、資料52の体裁のご説明とともに、ご協議いただくにあたっての資料の活用方法等について、資料53の意図を含めてご説明させていただきます。

2つ目としましては、第4章全体の確認を行っていただくにあたり、改めて第4章の立て付けについてご説明をさせていただきます。

少々お時間をいただくことをご容赦いただきたいと思います。

まず、第4章につきましては、会議時間や日程が限られていることから、これまでにいただいたご意見等を反映した内容の確認については、都度行わないこととさせていただきますので、本日が、第4章の修正箇所をご確認頂く、最初の会議となりますので、よろしくお願い致します。

初めに、資料の体裁等についてご説明いたします。資料52をお手元にお出してください。この資料については、事務局作業時間の関係から、委員の皆さまには、一旦メールにてお送りさせていただいたものについて、その後も用語の整理を中心に事務局にて作業を行った修正案の最新版となります。

資料の体裁としましては、左側が第18回、10月22日に配布しました、資料48が左側になります。その後、18回、19回でご協議・ご意見いただいた内容を踏まえて修正したものが、右側の部分になります。本日は、左右を見比べていただきながら、修正内容を中心に会議を進めていただければと思います。

なお、委員の皆さまに事前にメールにてお送りした内容に対するご意見については、資料53として、一表にまとめておりますので、こちらもご覧いただきながら、確認をお願いしたいと思います。

前回会議でのご意見の中で、行動例が少ないのではないかとのご意見もいただきましたので、追加が必要な行動例についても、併せて事前に事務局の方からお伺いしております。追加する行動例の案については、実際の確認作業の時に分かりやすくするため、資料52自体に加えさせていただいております。これまでのものとの違いを分かりやすくするために、枠の形を変えて追加してありますので、こちらについても最終的に追加するかどうかも含めて確認をいただく形をお願い致します。

逆に、資料53で表にさせていただいた内容につきましては、今回はご意見ということ、資料52の中では修正しておりませんので、こちらの方は、この場に出た意見と同様という形で取り扱っていただくようお願い致します。

次に、第4章全体の確認をいただく前に、改めてこちらの立て付けについてご説明をいたします。資料52の3ページ目をお開きください。3枚目です。ページで3ページ目、紙にして3枚目をお開きくだ

さい。第4章の各項目の見方ですけれども、上の文章が守るべき基本的な考え方を記載しております。この内容のみでも、ガイドラインの意図として記載したいことは記載されているという形になっていますが、下の枠については、上段の基本的な考え方について、より伝わりやすくするため、具体的な行動例をいくつか挙げることにしています。この行動例を記載することとなった最初の意図は、上段の基本的な考え方を、分かりやすく、伝えやすくするため、という理由になっています。さらに、このガイドラインの活用を視野に入れ、この行動例を参考としながら、上段の基本的な考え方に沿った保育とはどのようなものか、今、園で行っていることでここに該当することは何かあるかなどについて考えてもらうということにも、下の説明書きのとおり、言及させていただくこととなりました。

この行動例は、全てを挙げているものではないとのコンセプトから、事務局作業の中で、保育者の方や学識経験者の方にもご協力をいただきながら、領域等のバランスも見ながら、ひとつの項目につき、ひとつのページにつきですが、3から5ぐらいの事例の数を行動例として公立の保育内容を中心に引用する形とさせていただきました。

その後、実際の会議の中で、行動例の内容が、バランスが取れた記載であるか、また、不足する要素はないかを中心にご議論をいただき、必要に応じて文章の修正や追加のご意見もいただいたところです。

また、一部重複する部分があったとしても、委員会の中であえて記載すべきものは記載することとし、逆に、保育者として分かり切っているものは記載しないなどの整理も、都度事例ごとに行っていたいてきたところかと思えます。

以上の内容が、第4章のガイドラインの立て付けであったかと思えますので、内容の確認を進めていただくにあたりまして、改めてここのご説明をさせていただきました。

事務局からの説明は、以上です。

○米原委員長

ありがとうございます。今、事務局より、資料52について、第4章の修正案となりますが、それから、資料53、それぞれの委員からのご意見であるということ、資料52の3ページ目、ガイドラインの見方ということで、ガイドラインの立て付けというご説明でしたけれども、上段の基本的な考え方で、下のところで行動についてはそれを網羅するものではなくて、例として挙げているもの、という説明がありました。

今の事務局の説明について、ご意見・ご質問等ありましたらお願い致します。

よろしいですか。それでは、第4章修正案の確認に入りたいと思います。確認にあたっては、1ページずつ進めていきますが、修正箇所

だけではなく、いただいています資料53の修正意見も参考にしながら、また、行動例の確認、追加がある場合は先ほど事務局の方で説明のあった視点で、追加するかどうか、また内容の修正のうえで、追加するかどうかも含めて、確認していきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

それでは、資料52ですけれども、目次は良いと思いますので、基本的にはページ数で何ページ、何ページという形で進めていきたいと思います。

2ページ目、これはすべてに当てはまりますけれども、「保育士」とか「保育士等」となっているものは、「保育者」と言い換えて、「保育園」とか「保育施設」となっているものは「保育所」、「運営事業者」と書いてあるのが「保育事業者」というふうに、用語の統一を図っているという変更がございます。よろしいでしょうか。このガイドラインの2ページの構成については、説明があったとおりなのですが、活用の具体的な部分については、5章の方にも記載がありますので、下の5行を見ていただきまして、何か文言の修正等、何かご意見ございましたら、いただければと思いますが、いかがでしょうか。

それではですね、3ページは、事務局から説明がありましたとおり、基本目標については、これは以前から確認をしてきているところでございますので、5ページですね、前回までの確認で、具体的な修正案ということで案が出ておりますので、こちらの方を見てきたいと思います。

それでは、5ページですね、「目指す保育・大切にしたい保育に必要なこと」です。いかがでしょうか。子どもの権利につきましては、飯塚さんから何件かご意見をいただいておりますので、お願いできますか。

○飯塚委員

飯塚です。いろいろ挙げてしまったのですが、まず、文言の修正について、項目の4つ目の「不必要な声かけや、否定的な対応をしないなど、子どもを一人の人として尊重する。」とあるのですが、公立保育園の保育内容ですとか、他自治体のガイドラインでは、不必要な大きな声かけとなっております、不必要な声かけというのはなかったのですが、多分、大きな声というのが抜けているかと、不必要な大きさの声という意味合いだと思うので、そういう大きさにした方が良いと思うのですがいかがでしょうか。

○米原委員長

これは確か、やり取りがあって、声の大きさだけではなくて、内容についても、その場面で必要のないものもあるとのことで、こう言った表記にはなっています。例えば集中して、砂場で遊んでいる子どもに、いちいち「何作っているの？」とかと言うのは、一般的には保育では行わないですね。集中して遊んでいるということをしてどれだけ大

切にしていくかということですが。そういうことかなと思います。

○飯塚委員 飯塚です。それは、ごめんなさい、私の記憶にないだけなのかもしれないのですが、ここで議論されて、不必要な声かけにしようというふうになったのでしょうか。

○米原委員長 事務局が主催している、事前の保育の先生方を含めた会議で、作業部会でそういった議論があつて、原案として出させていただいているということですね。

○飯塚委員 分かりました。

○事務局（保育政策担当課長） すみません。事務局です。

今の議論の件ではなくて、一旦、会議の運営面でご協力をお願いしたいのですけれども、前回、音声は別の部屋に届きにくいというのがありまして、今回、機器の状況を変えて、少し試してみたのですけれども、今、傍聴に行っている職員の方から、やはり声が届きにくいということがありまして、今日は3時間もとっていただいて恐縮なのですが、一旦中断させていただいて、傍聴者をこの部屋に、定員的には足りませんので、入れたいと思いますので、ちょっとお時間を、休憩の時間を取らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

では、ちょっと一旦休憩をお願い致します。

(休憩)

○米原委員長 それでは、再開いたします。

それでは、引き続き、お願い致します。

○飯塚委員 飯塚です。

1つ目は、不必要な声かけでよろしいということで、2つ目なのですけれども、否定的な対応というのも、否定的な対応だけよりも、否定的・抑圧的・管理的な対応というように、もうちょっと具体的に書いた方が分かりやすいのではないかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○米原委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。実際の現場の先生方。

「より具体的に」とのご提案なのですけれども。

○真木委員 真木です。不必要な声かけというところに戻るのですけれども、なんか、この否定的で、この具体例が。あまりにも。なんで前向きに、もっと良い言葉で書けないのかしらと思いました。今、全部見ている、そう思いませんか。不必要な声かけというよりも、その場に適した声掛けとか、前向きな表現の仕方、ガイドラインですよね。なので、もっと前向きな感じで考えられると良いのかなと。否定的なことじゃなくて、もっと。難しいけれども。

○米原委員長 そうですね、どちらもあるかなと思いますが、実際にこれを題材として、それぞれの保育者が話し合うときには、やってるよね、という

ふうに、ひっかかりが無いような表現よりは、ある表現も必要かと思  
います。

できるだけ、自分たちの保育を振り返るとい、公立保育園の保育  
内容を生かした形で案を出していますので、全体のバランスがどうか  
というような真木さんのご意見かと思います。

特に、否定的な対応というのはストレートな雰囲気をお感じになっ  
たと思えます。

○真木委員

というのが、全ての人がそういうふうに行っているわけではないです  
よね。そういうところに気を付けてやらなければならないだけけれど  
も、注意を促すというのであれば、少し、表現を考えて、前向きな形  
で変えたほうが、ガイドラインですものね。目指すものとしてやって  
いくもの。

やはり、具体例を何個か挙げていくという形に、今なっていますけ  
れども、ガイドライン、保育指針もそうですけれども、作ったらどう  
解釈するかというのも、かなり勉強会をしないとイケないと思いま  
す。なので、これらもその中に含まれるのかなと思えます。

○米原委員長

そうですね、最初に事務局からも説明があったように、上の文章で、  
意味合い的なものを示して、こちらで前向きな表現をして、自分たち  
の保育を振り返る際に、きっかけとしてこの事例は載せていますの  
で、繰り返しになってしまいますけれども、今から、肯定的なという  
ような表現というのは中々難しいと思えますので、そのバランス等  
は、まだ考えられるかと思えますので、大変貴重なご意見だと思  
います。全体を見渡す中で、調整できるところは調整していきたいな  
と思えますが、よろしいでしょうか。

○真木委員

真木です。他のところの言葉・文言を見ても、肯定的な感じなん  
ですね。案外、何々を援助するとか、配慮するとか、そういう言葉を使  
っているんですけども、目指す保育・大切にしたい保育、必要なこ  
とという部分において、なにもここで否定的なことを入れる必要はな  
いと思うし、きれいな文言にして、そうなんだよ、解釈はこうなんだ  
よというような形の手法でも良いのかなと思えますけれども。あえ  
て、なんでこういう言葉を持って来なければならないのって。委員長  
はそれでバランスを考えているとおっしゃっていますけれども。

肯定的なものがある、否定的なものがある、否定的なものを先に  
出して、「そこに気を付けましょう。ガイドラインなので、気を付けま  
しょう。」じゃなくて、肯定的なものを書いて、肯定的なこういうこと  
を書いて、そして、その裏側を、「こういうようなことを、気を付けて  
配慮していくんだよ」というような形の持って行き方でも良いと思  
うのですけれども。

例えば、これが養成校であれば、私も大学の非常勤をしているので

すけれども、学生が先に、「え、こんなことがあるの？」みたいな、「保育士さんで常にこんなことをやっているの？」と勘違いする場合がありますよね。なので、喚起を呼び掛ける、注意を呼び掛けるのであれば、もう少し、肯定的な、きれいな文章で入れてというふうに思いますけれども。

○米原委員長

いかがでしょうか。なんとなく、真木さんの意見と僕の意見は変わらないような気がするのですけれども、きれいな部分が上のリード部分でありまして、それを確認するためのきっかけというので、下の事例。今回チェックリスト形式をとっていないのが、全てチェックリストとして挙げてしまうと、まさに今、真木さんが仰るように、「これやってないよね」というような、もしくは「これやっているよね」という確認手段に終わってしまうというので、いくつかピックアップをして載せている。なんとなく、基本的な考えは似ているのではないかなとは、伺っていて思うのですけれども。

○真木委員

真木です。表現の仕方ですね。表現の仕方、随分言葉のニュアンス、その他変わってくると思うんですね。これって、ガイドラインというのは、ずっと長く、毎年作るわけではないですよ。一度作ったら、それをずっと掲げながらやるわけです。そしたら、なにも否定的な文章を持ってきて、それをやる必要はないと私は思います。肯定的な文章に。見てください、他のところの文章を。肯定的ですよ。なので、ここでなにも保育者が常にこんなふうに大声を出して、大きい声で保育をしているとかというんじゃないで、その場に適した声かけをすれば、そういうので、否定的な部分も解釈できるというような感じにした方が良くと思いますけれども。

○米原委員長

ありがとうございます。3ページ目のところで、ガイドラインの、事務局で言うところの立て付けの説明がありましたけれども、上の基本的な考えに基づく具体的な行動の一例を挙げたもので、ここで挙げられていることがすべてではない、保育所、保育者は、この例を参考にしながら、基本的な考えに沿った保育とはどのようなものか、今、行っていることでここに該当することは何か等について考えて話し合っていていただく。それで、これって、どうなんだろう、今の保育には合わないよね、ということでも、ゆくゆくはなっていて良いかと思うんですね。真木さんが仰るように、長く使われる、基本的な考え方、上のリード文で、それに基づいた保育をしているかどうかという具体的な行動の例という、話し合いのきっかけというような、作業部会の中でもそういう使い方ということで数を多くしないというふうになってきました。もちろん、肯定的な言い方で、保育者の振り返りが深まるという点もあるかと思いますが、場面によっては、僕たちやっていないんじゃない、やっているかもしれないね、というふうに、活



用頂くこともあるのかなとも思いますね。

○事務局（保育政策担当課長） 事務局です。今いただいているご意見の主旨もあるのかなと思いつつ、事務局の方で過去にご用意したガイドライン等も見ているのですが、なかなか、肯定的な言葉ではなくて、同様の言い回しが多いなどというふうに今見ているところ、思うところがございます。

これ以外にも、他の自治体でガイドラインを作っている例などもありますので、特に、他の委員さんからも、今、具体的な代案のお話もなかった状況もあるので、ちょっとその表現は、事務局の方で、肯定的な表現が見つかるか、次回までお時間をいただいて、資料としてお示しできるか、もしくはご説明できるか、何らかのお時間をいただきたいと思います。

○真木委員 真木です。よろしく申し上げます。

もう一言。これ、目指す保育ですよ。大切にしたい保育ですよ。

○米原委員長 リード文がね。下は、それを確認するための材料ですね。

○真木委員 材料としても、やはりいろいろ考えていただきたいと思います。

○飯塚委員 飯塚です。真木先生の仰ることもすごくよく分かるのですが、子どもの権利って、理念の部分と行動の部分が割と乖離しやすいものなのかなと私自身は感じていて、子どもの権利を大事にしていませんという園ってないと思うんですよ。どこの園も、子どもを成長した一人の人として尊重して、大事にしていきますというふうに思っているけれども、でも、実際の行動場面で気づかないうちに、子どもの権利を侵害するようなことをやってしまっていることってあると思うんですね。

例えば、1歳ぐらいで一人で歩けるようなお子さんでも、ちょっとしたときに、本人に声をかけないで抱き上げて移動させちゃうとか、それはやはり子どもの権利の侵害につながると思うんです。なので、子どもを尊重するという、理念、きれいな言葉で理念を伝えるというのはすごく大事だと思うんですけれども、こういうことも子どもの権利の侵害になるんだという、実際のやっちゃいけないこととか、そういうのを気づいてもらうための文言というのを、もう少し入れたほうが良いんじゃないかなと私は感じています。

○真木委員 表現・文言を変えていただいて、入れて下さったら良いかと思いません。

○飯塚委員 すみません、追加で。飯塚です。ここで具体的にこういう項目を足した方が良いんじゃないかとここに3項目足したんですけれども、これは別に、3項目も足さなくても良いのかなと思いつつ、選べずに3つ載せてしまったのですけれども、この意図は、理念的なことだけではなく、実際に具体的な行動例、こういうことをすると子どもの権利の侵害につながるんですよということを、ちょっと具体的に載せたほ

うが分かりやすいんじゃないかなということ、項目を挙げさせてもらいました。

なので、具体的な行動を挙げてしまうと、否定的な言葉ばかりならんじやうので、真木先生の仰る意図とは全く反対の方向になっていっちゃうと思うんですけれども。

○真木委員

真木です。飯塚さんの仰ることは理解できるのですけれども、理解できるけれども、多分これを見たら、これに準じてやろうという気持ちの保育者は中々いない。最後の3つに関してもそうです。

いつ増えたんだろうと思ったら、飯塚さんのプラスアルファだったんですね。

○飯塚委員

5ページの修正後の3つの項目ですよ。

○米原委員長

はい、色が付けてあるところです。

○井戸下委員

井戸下です。修正後の文章は、私たちも今見るもので、今すぐ考えがまとまらないうちの発言になるのかもしれないんですけれども、今の飯塚さんのお話を聞いて、付け加えた3つを入れた意図というのは分かったのですけれども、一番最初の子どもの権利というところに入れる内容としては、ちょっと具体的すぎるのかなという印象は、第一印象としてあります。

ここは、本当にとってもとても大事なところなので、園内研修でも、これからやるであろうガイドラインを活用した勉強会でも、ということが不適切な対応にあたるのか、この場面はどういうふうにしたら適切な対応というか、子どもの権利に即した保育になるのかということ、ぜひ先生方に研修会等でディスカッションしていただきたいと思うので、ここであえて具体的な例は挙げなくてもいいのかなというふうに、そんな気はします。

日々の保育の中で、現場の先生方が皆さんやっつけやっつけすることかと思うのですけれども、今のは良かったのかな、どうだったかなというのを、その都度自分で振り返るきっかけにするためにも、あえて具体例はなくても良いんじゃないかというふうに、今パッと見た時点ではちょっと感じています。

○真木委員

真木です。井戸下さんの意見を伺って、その通りだなと思うのですけれども、この具体例はちょっときつい内容ですよ。それと、そういった場合によく私たちが使うのは、不適切な対応、という言葉を使います。不適切な対応というのはどういうことかというのが、これなんです。という感じ。だから、不適切な対応という言葉を使いながら、何か文言は変えられたらと思いますけれども。

これは、飯塚さんの3つの文章、プラスアルファの。これはとても大切なことだと思うのです。だけど、不適切な対応を気づかずにやっている保育者もいるんです、中には。それを、戒めるのが園長とか、

戒めるというか、修正していくのが。だけど、子どもの名前の呼び捨てなんかね、そうやろうと思ってやっているわけじゃない、名前で呼び捨てというの、呼び捨てにしている園もありますよ。全体が。何かというと、子どもととっても仲良くなって、愛着関係がついちゃうと、呼び捨てにしたくなるほどかわいいという、そういう例もあるんだけれども、世間一般的には、呼び捨てはいけないよ、子どもの権利を守るためにも、何々ちゃんとか、何々君とかつけましょうというような形にはなっていますけれどもね。

つい、愛情余ると呼び捨てというときもあります。何々ちゃん、何々君じゃなくて、「こうじ、行こう！」とかね、そういう感じの時もあるんですね。なので、それはそれで、その時その場に合った対応、という部分で、不適切な対応という言葉は何か入れれば、これらが含まれるのかなと。

やはりガイドラインを作ったら、勉強会をしないとだめですね。解釈、価値観であるとかね。そう思います。ありがとうございます。

○飯塚委員

飯塚です。ありがとうございます。確かに、ここに入れるべき文言とはちょっと違うかなという気になりました。

なので、真木先生が仰っているように、不適切な対応がないかどうか振り返る時間を持つとか、何かそういった文言としてここに項目として入れていただけると良いなというふうに思います。

○長汐副委員長

長汐です。飯塚さんも、先生も、両方のご意見がすごく今聞いていて大事だなと思うのですが、ただ、現実問題として、こういった言葉が出てくるというのは、気づかずに、どこの保育園でも行われていることかもしれない。でも、一人ひとりの保育者にとっては、あまり気づかないで、日常的に慣れてきていてということなので、わざわざここに文言でお出しになったのかなと思ったのですね。

この主旨ってとても大事。具体的で。現実場面では、園長先生とかがご注意なすることなのかもしれないけれども、どこかに、ここである必要があるかどうかは分からないですけど、どこかに具体的にこういうことが書いてあると、ああ、こういうことか、というような、気づきというか、振り返りというか、そういうことになるのかなというふうにも思うのですね。だから、ここに限らず、強い表現だといろいろとガイドラインとして問題があるというふうに言われるとそうなのかもしれないけれども、どこかに気づきの場面としてあった方が良いのかなという気がいたしました。

○米原委員長

他はいかがでしょうか。

○大越委員

大越です。今、皆さんのお話を伺って、確かに、不必要な声かけとか、否定的な対応をしないとか、適切な声掛けにするとか、どちらにしても、ここだけでは完結しなくて、必ず研修とかで、これってどう

いうことなんだろうというふうに深掘りしていくために載せるのかなという認識でおりますので、これを利用されるのは現場の保育士さんが中心であると思うので、その方たちが前向きにとらえられるような文言である方が良いのかなとは、聞いていて思いました。

あと、子どもの権利についての項目なのですけれども、おむつ交換やトイレ、着替えというところがあって、これは、次の7ページ目、6ページ目の、保育の環境とか、そういう方に分類されるのかなと感じたのが1点と、次の7ページ目の上から3番目の項目で、子どもの国籍や文化の違いを認め、という方が、逆に子どもの権利とかに入ってくるのかなと思ったりもしていて、その区分けというか、そこが難しいなと思って見ていました。

○米原委員長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

事務局の意図としては、おむつ交換の項目は、プライバシーの権利ということでこちらの子どもの権利のところに載せたというようなことがあるかと思えます。

子どもの権利はすべてに関わってくるので、なかなか整理しがたいところもあります。今回、ご提案があったこの3つすべてを載せるかどうか、また、どこに載せるかどうかに関しては、改めて全体を見て、ご提案させていただくという方向でよろしいでしょうか。

どうなんでしょうか。前回話題になったかと思いますが、おむつ交換云々のことについては、現場の先生、茂森先生、羞恥心という項目で第三者評価等でも必ず確認されていることで、当たり前のようにやっていたらしゃるのかなと思うのですけれども。

○茂森委員

そうですね。でもやはり、保育士だけのものではないので、入れるのは悪くないと思いますね。

保育士は多分、全員理解していると思いますけれども。

○米原委員長

大事な項目であるということに関しては、皆さんお考えが同じかと思えますので、また載せ方、どれを載せるのかというのは検討して、ご提案させていただくということでもよろしいでしょうか。

子どもの権利、事前にご意見をいただいている方はいないのですけれども、他に気づいたこと、気になること、何かございますでしょうか。

それでは、また修正案を検討させていただくということで、次のページです。6ページに進みたいと思います。

これは、ちょっと前にご意見をいただきましたところを、網掛けで、変更したところを網掛けでお示ししている項目になりますけれども。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、7ページ、保育内容の方を見ていただきたいと思います。こちらは、項目を変更しております。3番目の国籍や文化の違いとい

うのは子どもの権利に係るところではないかというご意見はいただきましたけれども、他はいかがでしょうか。

○平野委員

平野です。この保育内容の一番下の、幼保小接続の行動例を挙げてもらっているかと思うのですけれども、「乳幼児期」でない理由がありますか。

○米原委員長

なるほど。「幼児期」となっていますけれども、「乳幼児期」ではないか、というところで。確かに、保育園は一般的には乳幼児期という言葉を使いますので、乳幼児期でよろしいかと思いますが、大丈夫ですかね。はい。

他は、いかがでしょうか。

それでは、また立ち戻っても結構ですので、次にページをめくっていただいて、1歳未満児の保育内容ということで、修正後の記述を見ていただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○真木委員

すみません、7ページに戻るのですが、よろしいですか。

下から2つ目のマスなのですが、保育は「子どものため」のものであることを認識し、「養護と教育」という言葉が入っても良いかなど。養護と教育が一体となるように、常に子どもを中心とした保育を展開する、みたいな、養護と教育という言葉がこの中に、ただ単に子どものために、子どもの保育だよというのではなくて、養護すること、生命維持から始まって、子どもを養護することと、教育、教え、諭すということも、具体化されていかなければならないのかなと思います。そういう言葉が入ると良いかなと思います。

○米原委員長

そうですね、基本的なところですけどもね。

○真木委員

基本的なものも、入れておくというのも大事なかなと思います。

○米原委員長

養護は、生命の維持と情緒の安定、それから、教育というのは豊かに発達するために援助をする、健やかに、豊かに発達するための援助ということで、養護と教育ですね、今、具体的に文言の例を検討するのは時間がありませんので、検討して、またお示しさせていただきます。ありがとうございます。

1歳未満児では、なおのこと養護の部分が大切になってくることもありますので。

よろしいでしょうか。

それでは、今のようにまた立ち戻っていただいてよろしいですので、それでは9ページ、1歳以上3歳未満児ということで、まずはこちらに載せさせていただいている修正案を読んでいただき、それに加えてまたご意見をいただきますので、ひと呼吸付いたら、そちらのほうもご意見をいただきたいと思います。

それでは、事前にご意見をいただいております、飯塚さんから。

○飯塚委員

飯塚です。リード文の4段落目です。子どもが自分なりにしようと

する姿というところが、読んでいて意味は分かるのですが、ちょっと引っかけりを覚えてしまったので、別の表現、自分なりに物事に取り組むとか、自分なりに世界と向き合うとか、他の表現のほうがスムーズかなと私自身は感じたのですけれども、皆様のご意見をいただければと思います。

○米原委員長

いかがでしょうか。

○井戸下委員

井戸下です。私もちょっとひっかかって、メールを送る前には実は入っていたんですけれども、送るときになって消してしまった部分なんですけれども、私は「自分なりに、やってみようとする姿」とかの方が分かりやすいのかなと。飯塚さんと一緒に、自分なりにしようとする姿というのはちょっと分かりにくいのかなというふうに思いました。

○米原委員長

ありがとうございます。他の皆さんは、いかがでしょうか。

確かに、「しよう」というのが、主体的な取組を表そうとしているんだけれども、自分なりにするというのはさーっと流れちゃうような印象を受けますね。今、自分なりに物事に取り組むとか、自分で世界に向き合う、自分なりにやってみようとするというふうに変更のご提案がありますけれども、いかがでしょうか。

どれが良いかというのは中々決めがたい感じですかね。いかがでしょうか。

○茂森委員

茂森です。1歳になったばかりだと、物事に取り組むというのが、順序立ててやるような年ではないので、することも、これは意味があったりなかったりするもので、曖昧な、子どもが自分なりにやってみようとするとか、その表現が正しいのかなと思います。

○米原委員長

いかがでしょうか、他は。

○平野委員

平野です。私が出したような気もするのですけれども、「しようとする」という文言は割と、要領や指針で使われるんですね。「やる」より「する」・「される」とか、シンプルに「する」というか、そういう方向はあるのかなと思いますけれども、ただ、皆さんがやっぱり共有できた方が、それはどちらでも、「しよう」でも「やってみよう」でも、どちらでも同じようなことかなとは思っているので、それはどちらでも良いのかなと思いますが、要領・指針上だと、「自分でしようとする」という言葉が、この時期は多いのかなと思うので、自分でするのが、自分なりにというふうにするのか、ということがあるのかと思います。

○米原委員長

ありがとうございます。

○真木委員

真木です。指針の中にも、「自分でしようとする」という言葉が結構出てくるんですね、この時期だと。なので、自分なり、というふうに入れられるのか、自分でしようとする意欲とか興味とか探索とか、この時期そうですね。なんか、そのような文言が入ると良いかなと思

います。また考えてみます。

○米原委員長

「やってみよう」というので、皆さんうなずいていらして、文章の流れの中で、あまりひっかかりもないし、分かりやすいというようなご意見が多いかと思imasので、まずは「やってみよう」という形で、修正させていただいて、他の部分とのつながりもありますので、その上でまた何かありましたら、ご意見をいただければと思います。

他は、いかがでしょうか。

○井戸下委員

井戸下です。リード文の一番下の文章なんですけれども、前回の会議での議論を受けて修正をしていただいたところかと思うのですが、これって、できるだけ少人数のグループで、という、具体的なところを入れたほうが良いのか、入れない方が良いのか、実際の現場で人数を少人数に分けて、小さい子の場合、少人数に分けてグループで活動するというのも当たり前のように行われていることなのであれば、入れなくても良いのかなと思うのですけれども、案外やっていないところも多いというのが現状なのであれば、具体的な方向を、少人数のグループで保育するなど、のような、具体例を入れておいても良いのかなと思うのですけれども、その辺は、先生方はどうなのでしょう。

○米原委員長

一日ずっと少人数グループでなくても、折を見てというか、できる時にはそういったもの、というふうに、少人数のグループ等というのを入れてみてはどうかということかと思いますが、どうでしょうか。

○茂森委員

どちらかという、経営の体制に関わることなのかなと思います。その会社が、ちゃんと保育士を余分に配置して、それなりの体制を作ればそういう保育がもちろんできると思うのですけれども、どちらかと言えば利益を上げたいとか、ちょっと削減したりしていると、保育士がいくら頑張ってもできない可能性はあるのかなと思います。

○米原委員長

でも、基準の保育士はいるはずなので、この点はどうなのでしょう。真木先生。

○真木委員

真木です。ケースバイケース、いろいろあると思うのですけれども、うちは、縦割りで、大きな形で置いているのですけれども、時には年齢ごとで、少人数でやるときもあるので、一概には決めつけては言えないのだけれども、そういう保育も必要ですよ。3歳未満だもんね。1歳ということは、0、1、2という感じの少人数でというのは、それもありがたかなと思います。

○大越委員

大越です。2回ぐらい前の会議では、確か、少人数の方が良いよねというような話だったかと思うのですけれども、なぜこういう形に変わったのか、逆に教えていただきたいなと思ったのですけれども。

○事務局（保育政策担当課長）

事務局です。いくつか会議を重ねるにしたがって、経過があるものがありまして、こちらもそういった経過の中で変えさせていただいた

ものでございます。左側から右側に変えた理由としましては、できるだけ少人数のグループでというものが、実際に保育をされる先生方に過度な負担をもたらすのではないかというような意見もありまして、小グループにしなければいけないというのにこだわりすぎないような、そういうような、もうちょっと広い表現の方が良いというようなご意見を受けて、直したというところが事務局としてはあったのですが、今また違うご意見も出ているので、それにこだわることなく、良い形にしていだければと思います。以上です。

○大越委員

ありがとうございます。この表現だと、すごく分かりづらいというか、どういう意味なのかなというふうに思うので、さっき井戸下委員からもあったように、少人数でのグループというような文言を入れていただけると、茂森先生からあったように、経営状況にもよってということだったのですけれども、小金井の保育はそういうものを大事にしているというのが保育士さんとかにも伝わって、より良いのかなとは思ったので、ここは変えていただけるとありがたいです。

○事務局（保育政策担当課長）

事務局です。事務局ばかり話して申し訳ないのですが、こちらの方としても、意図として変換したわけではないので、文章は長くなりますけれども、例えば右側の修正をかけさせていただいた、「一人ひとりの子どもの状況に合わせた」と、その手前の「クラスの人数に関わらず」のところに、「できるだけ少人数のグループで保育するなど、一人ひとりの子どもの状況に合わせた」というふうに、残りの文章を生かしていただけると、より意図も伝わりますし、グループ、少人数のグループに必ずしもこだわりすぎないようにというのも伝わるかなというふうに思うのですが、修正のかけ方の部分もあったのかと思ひまして、発言させていただきました。

○米原委員長

みなさんうなずいていらっしゃるように、少人数でのグループというのは、できるだけ、許す限りやった方が良いということは共有できているかと思ひますので、今、井戸下さんからあって、事務局から具体的にここに入れようというご提案があったように、できるだけ少人数のグループで保育する等という形で修正を考えたいと思ひます。

他は、いかがでしょうか。

○竹澤委員

竹澤です。今のところで、まとめてくださったあとにあれなのですが、できるだけというのは、入れない方が。言葉が、できるだけという、それはすごく強制的なイメージがあるので、できるだけは除いたほうが良いのではないかなと思ひます。

少人数グループでの保育などを取り入れ、とか、そういう形で、あとは委員長の仰ったような形につなげていくのが良いのではないかなと思ひます。

○米原委員長

ありがとうございます。また、文字としてご提示したときに、いろ



いろと気づくこともあろうかと思しますので、修正案を改めて出したいと思ひます。今までのご意見を生かした形でご提示したいと思ひます。

他は、いかがでしょうか。

それでは、次のページですね。10ページ、3歳以上児、こちらは、新しい事例等も挙げてあつたりしますので、まず、ざつと見ていただきまして、それから委員から事前にいただいた意見を伺いたいと思ひます。

それでは、事前にいただいている、まず飯塚さんから。

○飯塚委員

飯塚です。項目の説明について、「特定の表現活動ではなく、毎日の生活や遊びの中で、心を動かされ自由に表現できるような環境を整え、自己表現が豊かになっていく過程を共に楽しみ、さらに子ども同士の中で広がっていくよう工夫と援助をする。」と、すごく長いので、すごくここは大事なところだと思うのですけれども、「～環境を整える」、「その中で子どもの自己表現が～」とか、分けるとか、何か読みやすい工夫があると良いかなと思つたのですけれども、いかがでしょうか。

○米原委員長

皆さん、いかがでしょうか。

○井戸下委員

井戸下です。そうですね、2つに分けたほうが分かりやすいのかなという気がします。

あと、前の議論を受けての修正だと思うのですけれども、特定の表現活動というのが、前の議論を聞いていた私たちは、行事を指しているということが分かるのですけれども、これだけ見るとちょっとわかりづらひかなと思つるので、「行事などの特定の表現活動ではなく、」とか、何か、行事のことだけを指すわけではないと思つたのですけれども、主に行事のことを指しているんですよというのが分かるような何か言葉を入れたほうが、分かりやすいかなという気はしました。以上です。

○米原委員長

ありがとうございます。こうやってやり取りをして、保育所の皆さんがやり取りをして、「うちは実は…」なんていうのが広がると良いのですけれども、文章が長いですし、何を指しているのかはつきりしないのではないかとご意見をいただいておりますけれども。

○大越委員

大越です。私も、パツとみて、「特定の表現活動ではなく」というのが良く分からなかつたので、修正していただきたい、行事とかを入れていただきたいのと、逆に、修正前のところで、子ども自身が達成感を味わえるように援助するという言葉が今は抜けていて、達成感を味わうって、すごく大事なことなんじゃないかなと。自信にもつながるし、また次もチャレンジしてみようと思える気持ちは特に年長さんとか、大きくなればなるほど大事なかなと思つたので、ここは逆に、削

除していただかない方が良いのかなというのが一点と、あと、教えて  
いただきたいのですけれども、一番下の最後のところと、最後のは、  
上から2番目のところと、ほとんど一緒なのですが枠が別なのですが、  
何か違うのでしょうか。

○米原委員長

これは追加の…。

○大越委員

ああ、そういうことですね。内容的には同じだけれども、表現の仕  
方ということでしょうか。

○井戸下委員

そうですね、井戸下です。2つ目の文言を変えたのが下の二重線の  
枠になったものなのですからけれども、子どもが互いに思いを主張し自分  
の気持ちを調整するというのは、取組じゃないんじゃないかなという  
気がしたので、日常生活の中で、やっていることで、それを子ども達  
が自分で学んでいけるように保育者が援助するとか、それが子どもに  
伝わるような声かけ、働きかけをする方が良いのかなと思いました。  
取組を行うだと、例えば子どもが互いに思いを主張し自分の気持ちの  
調整を学ぶって、パッと思い浮かぶのは喧嘩とかだと思えるのですけれ  
ども、それって取組ではないと思ったので、この言葉を聞いてパッと  
思い浮かんだ場面が、私の場合は喧嘩とかのことだったので、その時  
は、こういうことができるように保育者が声かけをするというほう  
が、分かりやすいし、伝わりやすいのかなというふうに思ったので、  
下に修正案を追加させていただきました。

○米原委員長

ありがとうございます。なるほど。

確かに、勝手に頭の中で、そういう葛藤場面が自然とできるような  
遊びだとか、活動というものを保育者が用意するというふうにイメー  
ジしてしまったのだけれども、言われてみれば、そもそも日常生活の  
中であるから、ということですね。なるほど。

皆さんは、いかがでしょうか。2番目の項目の修正のご提案なん  
ですけれども。

では、今の提案内容を生かすような形で、また修正をしていき  
たいと思います。

そして、5番目ですね、盛沢山になっているので、達成感というよ  
うな表現を、これは残したいというご意見もありましたので、これも  
検討して、表記として文章を分けたり、項目自体を考えなおすとい  
うようなことも含めて、修正を考えたいと思います。

よろしいでしょうか。また立ち戻っていただいて結構ですので、次、  
配慮を必要とする子どもの支援についてですね、そちらをやってか  
ら、5分の休憩を取りたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、11ページですね。こちらも、いくつかご意見をいた  
だいておりますので、そちらから伺っていった方がよいですかね。では、  
一番上、リード文に関わることで、真木さんと井戸下さんから頂いて

います。真木さん、リード文の「その子」というところについて。

○真木委員 「その子」という表現があるので、その「子」ではなくて、「子ども」という、もう少し広い意味で、そこにいるその子ではなくて、世界の子ども、小金井市の子ども、子どもという感じのイメージでいただきたらどうかなと思います。

○米原委員長 なるほど。すべての子ども一人ひとりという表現が良いのではないかという意図かと思いますが。いかがでしょうか。

○中村委員 中村です。その子ども、多分、ここは特定しているんですよね。それで、子どもたちの、ということになるので、その子というより、その子どもで。

○米原委員長 よろしいでしょうか。一人ひとりが求める配慮がそれぞれ異なりというので、それぞれの中のその子どもということですね。

ではそのような修正を行いたいと思います。よろしいですね。

他は、事前にいただいているのが、井戸下さん。

○井戸下委員 井戸下です。配慮を必要とする子どもというのは、この項目だと、どうしても発達が気になる子のことを書いているように見えてしまうので、他のところでも、配慮が必要なお子さんというのは、こういうこともこういうこともあるよね、というのがいろいろ出ていたと思うので、この項目の中じゃなくても良いと思うのですけれども、リード文の中でも、具体的に挙げておくと、結局それも下の項目に全部かかってくると思うので、発達のことだけじゃないということが分かるようなリード文になると、良いのかなと思いました。

○米原委員長 様々な文化背景を持っているとか、ゆくゆくはそれほど配慮が必要とはならなくなるんだろうけれども、その時点では明らかに配慮が必要な、発達に限らないことはありますね。これまでもそういったやり取りがあったかと思いますが。

最後の一文、発達を支援する多様な知識技術をとということで、発達ですね。

ちょっとそこは、多分上手な表現が見つかると思いますので、検討したいと思います。ありがとうございます。

あと、中村さんから。

○中村委員 どうでもよいことですが、保育所と言っているのに、ここだけ園が出てきちゃうので、園を消しても別に、文章は成り立つかなと思って。

○米原委員長 なるほど。これも皆さん、深くうなずいていらっしゃると思いますので、その方向で修正したいと思います。

ありがとうございます。そのほかはいかがでしょう。

○大越委員 大越です。公立保育園の保育内容の方には、結構加配の職員の話が出ていて、集団生活をしていく中で個別の支援が必要になったときに

は、保護者や関係機関と相談し、加配の職員がつくようにしているという文言とか、加配の職員と打合せを欠かさず行い、皆が同じ支援ができるよう連携して保育しているとか、そういう内容が出ているのですけれども、このような内容は入れない形になるのでしょうか。

入園してからそういうのが分かる子とかもいらっしゃると思うのですけれども、そうなったときに、両者の対応って、園によってバラバラなのかなと思ひまして。私も先日参観に行ったのですけれども、医療ケアの必要なお子さんには必ず職員1人配置されていて、1対1で同じクラスで見ている、加配の方ってものすごく重要だなと感じたのですけれども、そういうときの対応というのは、書かない形になりますでしょうか。

○米原委員長

1人つかなければいけない、もしくは場面によってつかなければいけないというのは、その子に応じた対応を普段からされているかと思うのですけれども、実際に加配というような、どういう表現が適しているのかというのもあるので、現場の先生も、今日はすみません、今日はお二人なので、何度も水を向けてしまって申し訳ないのですが。

○真木委員

真木です。加配という言葉を入れても良いと思うのですけれども、これもまたケースバイケースがあると思うのですね。それで、入園してから気になるね、個性的だねということが分かるときには加配を付けるというか付けます。うちは認証なのですけれども、加配を付けてくださいとは役所の方には言えないので、園の方で独自に1人保育士を付けます。そういうふうな感じのやりくりをしながらやっているのだけれども、どうなのでしょう。

○事務局（保育政策担当課長）

今、ガイドラインのことを聞かれたのか、現実のことを聞かれたのかちょっと悩ましいのですけれども、事務局の方として今回その部分を入れなかった意図としましては、どちらかという、指針の方を参考にしながら選んでいった結果かなと思っています。

ただ、他自治体のガイドラインの中にはそういうような記述が出てくる場合もあるかなというふうに感じていますので、皆さんの中で、比較的各園の中でも対応として適切な対応になっていく表現になれば良いのかなと思います。

今、例えば公立保育園の部分を引用いただきましたけれども、全員に加配を付けるという前提論ではない書き方をしていますから、そういう部分では、いろんな面での配慮のうちの一つという考え方はあるのかなというふうには思っています。

ただ、「加配」という言葉が良いのかどうかというのは、賛否両論あると思うので、そのところはちょっと悩ましいところかなと思っています。以上です。

○米原委員長

私も、言葉としては加配というのがここではふさわしくないのかな

と。どちらかというと、行政の、補助の部分での言葉ですので、本当にその子の保育に合わせて必要な援助とか、人員配置をしているか、というようなのが、もし載せるのであれば妥当かなと思いますけれども、ただ、これまでのやり取りの中でも、茂森さん、実際に人がいる・いないという現実面でも、確かご意見をいただいたかと思うのですけれども。

○茂森委員

茂森です。そういう話がありましたね、確か。5行目の、その子に合った配慮や支援から感じ取ってもらえると。その子に合った配慮や支援って、こちらに加配も、もちろん入ってきますよね、重度の加配も。

どうなんでしょうか。そもそも、加配をどのような形で文章に入れるのか、入れる必要があるのかというところですよ。

○米原委員長

どうでしょうか、一連のやり取りを経て。

○大越委員

大越です。ありがとうございます。

加配という言葉よりも、「適切な人員配置を行い」みたいな形で、そういう子が取り残されないというか、なんていうか、生活しづらい子がそのままそういう思いを抱き続けるよりかは、やはりそういう、ちゃんとした配置をできるようにするのが理想的ではあるのかなと思うのですけれども、実際の現場の声もあると思うので、そこらへんを考慮して入れていった方が良いのかなと思うのですが。

例えば、支援が必要だと分かったときに、そのまま何もせずに行くのか、ってなるとそれはそれで違うと思ったりもするので、どうなんでしょうか。

○米原委員長

現場としてそのまま何もしないというのが、そもそもあるかという、かなり配慮をして、努力されている、せざるを得ないので、実際にやってらっしゃるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

例えば、リード文の中に、配慮や支援の中にもそういった意味を込めるといふのであれば、適切な人員配置など、適切な文言は改めて考えさせていただきまして、そういった形で入れていくことで、ある意味現場の先生や実際の保育施設なども、ひょっとしたら市や都や国に、「やはり必要だよ」と言えるようになると良いかなとは思っています。

中々、難しいですけれども。他は、いかがでしょうか。

○長汐副委員長

質問よろしいですか。長汐です。そうすると、中々配慮を要する子どもの中でも、特に手のかかる、安全が守りにくい人というのは入りにくいですかね、保育園に。

枠とかが既にあるのか、入ってから実際はこうだったという子もいると思うのですけれども、そういう対応というの、保育園の運営に任せちゃっているのでしょうか、現実問題として。

○米原委員長

事前に分かって、入園の時に配慮が必要だということが分かっている

る場合には、多分、人員に余裕があるかないかをきちっと確認をして、その子自身の保育にも全体の保育にも支障をきたさなければ、その園に入る、という感じでしょうか。

もともと成長につれて発達の凸凹等が見つかった場合には、園の努力を基本としてやられているでしょうかね。

○事務局（保育政策担当課長）

事務局です。前にもちょっとお答えしたことがあったかなと思っております。今委員長から言っていたとおり、最初からという方と、入園後に育っていかれる中でという形と両方のケースがあると思うのですが、それに対して、そのお子さんにとって、付けることが良いことなのか、付けないでみんなの中でやっていくことが良いのか、それから、園の体制自体がみんなで支えていくやり方を取れるのか、それとも人を1人付けたほうが良いのかというのは、ケースバイケースというふうに思っております。

それにプラスして、保護者の方の様々な理解というのが前提となりますので、いろんな状況がある中で、園の、その年の全体のお子さんの状況ですとか、スタッフの状況なども、やはり判断の中での影響を受けることはあるかなと思っておりますので、入りやすいか入りにくいかというところと中々お答えしづらいのですけれども、各園のそれぞれの状況によってというところになります。

ちなみに、公立保育園の場合ですと、最初からスタッフを置いている枠という部分と、当然入所後にそういう状況が分かっていた中で、やはり加配を付けさせていただく例も現実的にありますので、どちらの例も、公立としてはあるというのは、ひとつ例としてご紹介させていただきます。

○米原委員長

加配を付ける、後でつけるというのは、他の認可保育園でも同じですか。

○事務局（保育政策担当課長）

事務局です。すべてかどうかは別として、そういうような対応を、他の園でもされていらっしゃる場所もありますし、最初の時点で枠という概念を持たないで、入って来られる中で、実際に対応としてつけているという例もあるので、状況は様々かなと思っております。

○米原委員長

加配を付けるときには人件費があるので、その補助というのがあるのかなのか、公立につける時は当然市が出しているわけなので。

○事務局（保育政策担当課長）

民間さんにも、市としては、補助金としてメニューはございます。

○米原委員長

ありがとうございます。

○大越委員

大越です。公立だけじゃなくて民間保育園でも、市から補助金が出るような認識でよろしいでしょうか。

○米原委員長

認められるケースと、そうでないケースというのは多分それぞれあるとは思いますがけれども。

○事務局（保育政策担当課長） 事務局です。今、手元に、具体的な金額がいくらというのは持っていませんが、民間保育園さんでも、やはりそういう方を付けた場合には、市として補助金としてお支払いしている例というのがあります。

○堀尾委員 堀尾です。実際に加配を付けなければいけないお子さんを持っているお母さんがいて、そのお母さんが転園をしなければならない状況で、転園を希望している保育園側に聞いたところ、「加配を付けられないから、違う園をお願いします」ということを言われた事例もあるので、民間でも、どこでも受け入れられるのかと言ったら、そうではないのかなという実情があるというのがあります。

○米原委員長 ありがとうございます。

中々、言いづらいところだと思いますけれども、受け入れたその日にきちんと人を雇えるかどうかというようなこともあったのかなというふうな、想像はしますけれどもね。そういう難しさというのがありますでしょうか。茂森先生。

○茂森委員 茂森です。もし、どうしても預かってくれと、もし言われるのであれば、やはり1人は必ず保育士を確保しなければならないので、かなりの準備を要すると思います。

もともと準備をしていて受け入れる体制があれば、4月からとか、受けられる可能性はあるのですけれども、いきなりお願いしますと言われても、そう簡単に保育士1人は雇えないので、その辺の難しさはありますね。いくらお金をもらったとしても。

○米原委員長 潤沢に予算があるとすればそういうお子さんがいる・いないにかかわらず、ある程度補助金を出すというような考え方もあると思うんですね。ただ、それができない援助の中で、難しいですね。

ただ、実際に保育園の先生がこれを読んでというときには、保育の内容についてどういうふうに改善できるのかというような点で話し合っただきたいなと思います。現場の先生が見るわけなので、やはり人がいなきゃだめよというようなことだけでこの項目を終わらせてしまうということが無いようにしてもらいたいなと思います。

ただ、人員については、やはり必要なところは必要な分充てているというのが大事だと思いますので、書きぶりを考えて、載せたいと思います。

他はいかがでしょうか。

それでは、一旦休憩をはさみまして、5分程度ですね、私の時計で56分ですので、20時1、2分から再開したいと思います。長丁場ですが、またよろしくお願いします。

（休憩）

○米原委員長 それでは、続いて、ご協議いただきたいと思います。

12ページですね、健康及び安全の①食育でございます。こちらも、変更が網掛けになっております。そこを中心に見ていきたいと思いますが、中村さんからは、先ほどもあったように、「乳児期」を「乳幼児期」にと、その通りだと思いますので、変更したいと思います。

他は、いかがでしょうか。

それでは、続いて見ていきたいと思います。13ページ、②健康です。こちらも、網掛け部分がありますけれども、中村さんからご意見をいただいておりますが。

○中村委員

ダブっていたので、省略してよいということだけです。

○米原委員長

日々の子どもの心身の状態を観察。なので、こういうふうになるということですね。

他のところはいかがでしょう。

それでは、続いて見ていきたいと思います。はい、どうぞ。

○大越委員

すみません、公立保育園の保育内容のところには、理由がない欠席や当園時間の不規則、身体や下着の汚れ具合を観察し、身体的な虐待や不適切な養育の発見に努めるというふうに書いてあるのですが、保育計画の中でも、虐待人数とかその辺も入っていたかなと思ひまして、その辺は入れないのでしょうか、と思つて、ご意見をいただければと思つたのですけれども。

○米原委員長

ではまず、事務局から、項目の選定というのか、もし何かありましたら。

○事務局（保育政策担当課長）

事務局です。今ご指摘いただいた部分自体、選んだところについてのとりたててこちらとしてのコメントはないのですけれども、前回「子育て支援」の方の項目のところ、虐待を察知するような記載の仕方が、保護者の方が目にしたときに、逆に生々しいのではないかなというようなご意見が出ていた、というのは後付けかもしれませんが、そのあたりの情報を含めて、どのような記載をするか・しないかも含めてご議論をいただけるとありがたいと思います。

こちらの方で選んだ・選んでいないという部分については、当初チョイスするときのご説明した範囲に留まりますので、特段それについて全体的なバランスを見ながらバランスよく選ばせていただいたという視点だけですので、必要なものであれば、何らかの形で入れていただいて、事務局としては特段何かいけないということではございませんので、そのあたりでご議論いただければと思います。

○米原委員長

ありがとうございます。保育の内容の健康という項目なのですけれども、そうですね、前回、子育て支援のところ、虐待という文言がある、それありきというように読めてしまうというやり取りがあったと私も思い出しました。

今、長汐さんから、不適切な養育の兆候がないかどうか注意を払い



というのが、ちょっと抑え目の表現ですけれども、虐待を含めて気を付けるべきものということでリード文には載せてあるということで、下の項目、事例としては挙げていないということです。

他は、いかがでしょうか。

○大越委員

大越です。以前に、看護師さんがいる園と、いない園もあるということで、保育計画の場面で話し合ったかと思うのですが、いないときは、かかりつけ医に相談されているのでしょうか。

○米原委員長

連携をするということにはなっていますね。一定数0歳児がいる場合には看護師を置かなければならないということになっていますので、そうでなければ、いない園は当然そうだったり、園によっては、法人で巡回をするというようなところもあるようです。基本は嘱託医は、実態は様々でしょうけれども、保育園のメンバーということで認可するときも嘱託医は誰だということできちんと届け出をしているはずですが。実態は、様々かもしれないですが。

現状におきましては、これまでやってきたこと以上に気を付けてやっていたらっしゃると思います。

では、先に進みたいと思います。14ページの、③安全管理ですね。こちらは、いかがでしょうか。

○藤原委員

四角の3番目の所の「取り組む」が変わっていません。

○米原委員長

はい、ありがとうございます。他、全て、漢字二文字の取組なので、ひらがなの「り」を抜くということですね。

○事務局（保育政策担当課長）

事務局です。すみません、大変申し訳ございません。市役所の書き方のルールがございまして、動詞の場合はこうなります。名詞の場合は、おくり仮名が取れます、という表記を、実は今日、印刷前に確認して直したばかりでございまして、他でも漏れがあるといけませんので、ぜひそういうご指摘はいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○米原委員長

ありがとうございます。

○平野委員

平野です。一つ目の例の中で、一文目が、日常的に点検を定期的に行う、というのが、いつ、ということで。日常的というのは毎日ということですよ。それで定期的にというと、意味が分からないような気がするのです。お願いします。

○飯塚委員

飯塚です。項目の4つ目と5つ目は、職員間となっているのですが、以前出てきた、保育者で統一するというふうになっていたと思うのですが、ここは職員でよろしいのでしょうか。

○事務局（保育政策担当課長）

事務局です。職員間のところについての考え方なのですが、園全体の職員という言い回しを残させていただいているところもございまして、ちょっと悩んだところであります。

イメージとしましては、保育者＝保育士だけではないというのは理解

した上でなのですが、より、園全体に関わっている方々というような部分を色濃く出したいという思いもあり、保育者として直しきれなかったところでもありますので、どちらでも、皆さんの方でじっくりいく形で統一いただければと思うのですが、事務局として直すにあたって悩んだところですので、一応ご報告をさせていただきます。

○米原委員長

皆様は、いかがでしょうか。

○藤原委員

藤原です。基本的に誰が入っているのか。職員さんというと、どういう方になりますか。保育者と、職員の違いが、よく分からなくてどちらでも良いのですか。

○米原委員長

保育者も、保育園で働いているすべての人なので、ここで言う職員というと、基本的には同じかなと考えます。

○事務局（保育政策担当課長）

事務局です。ちょっと説明が間違っていました。申し訳ありません。その上の、職員間というのがあるのですけれども、保育者間という言い方をしてしまうのと、職員間という言い方をすると、ちょっと意味が違うのかなと思ひまして。

保育者間だと、「職員全体の中で」というように理解が事務局の方では進まなかったので、「間」がつながるときは、職員という言葉を残させていただいたという、「職員間」という単語にさせていただいたので、すみません、最初の説明は間違っていて申し訳なかったのですが。なので、4つ目も5つ目も、「職員間で共有」というふうにさせていただいているというところがございます。これも、「保育者間で共有」という言葉が違和感がないのであれば、そのような形の統一でさせていただければというふうに思います。

○竹澤委員

質問なのですけれども、職員ってどういう人が、保育者以外の職員がいるのか、例えば、給食を作る方とか、そういう方も、保育者ということですよ。

○米原委員長

保育所保育指針では、「保育士等」ということで、保育園で働く人すべてを指してしまっていて、それは、栄養士、調理師なども含まれるというふうになっていて、「保育士等」という言い方をここでは採用しないで、「保育士等」を「保育者」と言い換えているのですけれども。

実際に食育の時には、食材を見せたり調理の過程を子どもに見せたりということで、子どもの育ちに大きく関わっているというふうに考えています。

○井戸下委員

井戸下です。リード文の、3段落目の2行目が、「安全対策のために全職員の共通理解を」というふうになっていますけれども、これは、どっちだということでしょうか。

○米原委員長

そこは改めて、全て、ひょっとしたら他の項目でも出てくるかもしれませんが、両方表記する可能性もあるけれども、こういう意図ですという説明ができるように、整理をします。ありがとうございます。

- 長汐副委員長 長汐です。今の、職員と保育者ということは、現場の保育士の先生方は、違和感なく受け入れられている言葉なのではないでしょうか。
- 保育者と言ったら、保育所に働いている方、どの職種もすべて保育者というのは、一般的通念なのではないでしょうか。それとも、保育士、栄養士、調理師、他にもいるかもしれないですが、そういう方すべてを保育者というような理念をお持ちなのか、それとも、職員というくくりで、その中に職種が分かれているという考え方なのか、現場の先生方の感覚というか、通念を教えてくださいたいです。
- 真木委員 真木です。職員というと、その保育所自体に集う、仕事をする人、看護師もいれば栄養士もそうだし、用務もそうだし、保育士もちろん、そういう感じの捉え方ですね。保育者というのは、保育をする人、保育士を含めて保育者、幼稚園の先生も、幼稚園教諭とは言うけれども、保育者ともいう。ということです。
- 長汐副委員長 今のお答えを聞くとですね、これをお使いになるのは、基本的には保育士の先生方がこれをお読みになる、実践されるということだったので、そうなる、やはり職員というと・・・。
- 米原委員長 保育士だけでなく、看護師の方にも読んでいただきたいとか、園の中で研修の中で使っていただきたいというのがあると思いますので。
- 長汐副委員長 そうしたら、職員というのを残した方が良いのかなと。
- 米原委員長 こちらも整理させていただきたいと思います。「保育士等」という書き方が堅いので、「保育者」というふうに言っている、その説明がきちんとされていないので、ここでも今、確認が必要になったわけですので、かなりはっきりと、わかるように説明をどこかに、用語説明を入れるということも考えたいと思います。
- 他は、いかがでしょうか。安全管理ですね。
- 真木委員 一番上のマスなのですけれども、多分、日常的にとか、定期的にとかいう意味合いが、「や」という言葉でつないでいるのですけれども、日常的に遊ぶ遊具の安全点検や、とか、遊ぶとかが入った方が良いのかなと。
- 保育環境とかは、室内環境もそうですし、外の園舎の周りの周囲の環境も含まれると思うんですね。深く言えば、住的環境、職員の環境も含まれるけれども、定期的にそれを行っていく。
- 自己チェックリストというのがあって、自己点検簿というのがあって、定期的に、それは1か月に1回とかしたりしますね。そういうのを指しているのではないかなと、私は理解したのですけれども。
- 米原委員長 ありがとうございます。いただいたご意見を参考に、書き方を変えて、またお示ししたいと思います。
- 他は、いかがでしょうか。
- 大越委員 大越です。質問なのですけれども、2段目の、外部からの不審者等

の侵入防止のための対策や訓練を行うというのは、実際にはどういう、訓練と違ってどういうふうに行われているのかなど。

ちょっとそういう事例があったので。不審者の方がいらっしやって、その時は先生方みなさんで対応されて、警察を呼んでと違ってやられて、大丈夫だったみたいなんですけれども、実際のところ、訓練とかはされているのですか。

○茂森委員

茂森です。はい、訓練はします。保護者の方々は知らない、言ってよいのかな。警棒とかも、裏に保育園には隠してある。さすまたもすぐ出るところに用意してあって、避難訓練と同時に防犯訓練もやったりして、学校110番とか、すぐに警察とつながるとか、というふうになっています。

○米原委員長

パトカーが、あるだけ来るんですよ。押したらすごいことになります。それだけ、大切に、社会として大切にされているんですね。

○大越委員

大越です。それは、どの園でも、そういうような。

○真木委員

真木です。避難訓練の中に、不審者訓練を含める。大変です。誰が不審者になるとか。

うちは、隣の付属幼稚園とつながっているものですから、うちに入る予定の不審者の人が、幼稚園の側に入って行ってしまっただけで、本当の不審者みたいな。そういうこともあって。そっちがう、こっちだっただけ。そういうことでさすまたの用意もあるし、実際に子どもたちに行っているところを見せたりとか、あまり怖がらせてもあれなのですが。あとは、不審者対策で、どこの園でもそうだと思いますが、うちなんかより公立園はもっとびしっとしていると思うのですけれども、カメラはうちの場合は3か所、あちこちについている。でも、入ろうと思えばどこからでも入れるのですけれども。

夜、入らないように、うちは道路、新小金井街道のそばなので、暗くなって中が明るく見えるようになったら、外が暗くなったら、カーテンを閉めて中の様子を見せないようにしています。というような工夫とかね。セキュリティはしっかりするようにしているのですけれども。

○米原委員長

マニュアルなども求められたりすることもありますので、それぞれのやり方、地域によっていろいろあるかと思いますが、小金井だとかなりしっかりやられているのかなど。

よろしいでしょうか。

それでは、続きですね、15ページ、④災害の備えですけれども、こちらは特にご意見なかったもので、そのまま修正なく載せてありますけれども、よろしいでしょうか。今は防災訓練だけじゃなくて、どうやって災害時に事業を継続していくかという計画も用意する方向になってきていますので、できればこれだけやっているんだというのを

保護者の皆さまにもきちんと示していくということも大事なのかもしれませんけれども。

こちらの内容についていかがでしょうか。

○大越委員 大越です。質問なのですけれども、3番目の「地域の関係機関との連携を図り」というのは、災害時、どういう想定で書かれているのか教えていただけるとありがたいです。

○米原委員長 これは、そもそも公立保育園の保育内容からきているものかと思えますけれども、多分、地域によって大きく違うと思うのですけれども、そういった地域との連携について、まずは事務局から、具体例をもちろん聞きたいと思います。

○小方小金井保育園園長 小方です。一番近い小学校と合同的な訓練というのは中々できないのですけれども、連携を取っていたり、小金井ではコンビニと提携を結んでいて、何かあったときにはお願いしますというようなやり取りをしております。

○大越委員 大越です。ありがとうございます。

コンビニが協力してくれるようにというのは、市がコンビニと協定みたいなものを結んでいて、災害時に、市の支援とかを受けられるような形にしているというイメージですか。

○小方小金井保育園園長 市の支援というよりは、例えば、さっきの不審者訓練もそうなのですが、どこか園外に逃げなきゃいけなくなったときに、どこかに受け入れてもらえるような先、あと、もしかしたら子どもだけで逃げなければならないようなものすごい場面にも遭遇するかもしれないので、そういうときの対策として近くに欲しかったというのと、ちょうどコンビニの上のところと市が。

○事務局（保育政策担当課長） 事務局です。固有名詞を言うてはいけないというところまでではないと思っているのですが、一応念のためにコンビニと言っているのですが、そちらの会社と連携協定等を結んでいるということもあり、ただ、今回ご紹介させていただいた例というのは、どちらかというところ、協定がきっかけというよりは、地域連携というか、ご近所付き合いのつながりの中で、こういう関係ができたという事例ですので、連携はおまけといっっては何なのですが、そういうような後ろ盾もあつたにして、そういう取り組みですので、市だから、公立だからということではなくて、民間さんも含めて、ご近所付き合いの中ではいろんな連携ができるという意図でも、お使いいただける項目ではないかなというようには思っています。

○大越委員 大越です。ありがとうございます。これは、民間も、そういう受け入れ先として、コンビニとか、そういうところがあるという、体制が整っているということですか。

○米原委員長 それは、ケースバイケースというか、地域にある認証保育所は、近

くの認可保育園の園庭に避難するというので、普段から確認をして協力し合っているというような話も、小金井じゃないですけどもあります。

本当にいろんな場面が想定されるので、ひょっとしたらそれが商店街なのかもしれないし、高齢者施設なのかもしれないし、というのがあある。そういうことをやっておいた方が良いのかなとか、うちはやっているかどうかというのを考えるきっかけの項目でもあるかと思ひます。

○茂森委員

とても参考になりました。

○大越委員

ありがとうございます。それに比べると、地域の関係機関って、なんというのですか、イメージが湧きづらいというか、もちろん小学校とかコンビニとか書けば具体的で分かりやすいですけども、それも一概に言えないと思うので、何かもうちょっとイメージしやすいような言葉に変えられないかなと思ったり。

関係機関というと、子ども家庭支援センターとか、そういうイメージで読み取っちゃったので、また全然違うお話を聴けたなというところで。そう思ひます。

○米原委員長

表現について、ひょっとしたら、地域との連携を図り、でもそうだと簡単にイメージできないので、何か例示するなりを検討したいと思ひます。ありがとうございます。

それでは、次に行きたいと思ひます。子育て支援の、まずは在園児の保護者に対する項目です。いろいろとご意見があって修正をしておりますけれども、これについては、虐待の項目がここでは削除するという提案ですけども、いかがでしょうか。

○井戸下委員

井戸下です。4つ目の虐待の項目に変わる文言というのが、私もずっと考えていたんですけども、良いのが、メールを送る時点では思いついていなくて、ここでは挙げていなかったんですけども、さっき健康のところに出てきた、大越さんが言ってくださった、公立園の保育内容の中の、健康状況の把握という項目の中に、「理由のない欠席や」というところがあるんですけども、その前半の、具体的なところは良いかなと思ひますんですけども、最後の「不適切な養育の発見に努める」ぐらいの書きぶりだったら、ここに入れても良いのかなと思ひましたのでんですけども。

もともとの4番目の、「日々の子どもの観察と保護者への個別の支援を行い」の後に、「不適切な養育の発見に努める」とか。

○米原委員長

難しいですね。

○井戸下委員

すみません、今自分で言うておいて、これもなんか違うなと思ひました。

○米原委員長

子育て支援という項目なので、親の困り感をどのように支援するの

かという表現を探りたいかなと思うのですけれども。

不適切というと、親にいろいろと改善を求めるというのではなくて、支援という方向で考えたいなと思います。

○井戸下委員

では、よろしいですか。井戸下です。今、4つ目の項目を削除している状態ですけれども、それは、ここにはそれは入れない方が良いというふうに事務局では判断したということですか。

○米原委員長

そうですね、前回の委員会で話題になってということですね。

○事務局（保育政策担当課長）

事務局です。前回の会議録の校正を今日お渡ししているのですが、そのあたりが申し訳なかったかなと思っているのですが、事務局の理解としては、先ほど委員長に言っていただいたように、子育て支援は保護者に対しての支援なので、とても大事なことのだけれども、保護者に対してどういう支援をしていくかというところに集約すべきだということから、子どもが一番大事なのですけれども、子どもの部分のところを記載するのは、というお話を重視させていただいて、そうすると、一番重要だと思われる部分の記載ができないので、全体的に必要な支援を行うという、一つ前の3つ目のところの、必要な支援であるとか、文章中の中に書いてある保護者が孤立することのないに支援していくなどの、そういった文言の中に溶け込んでいるというか、そういうような形で今回は取らせていただいたというのが事務局の方の線引きです。

○大越委員

大越です。実際は、どうなのかなというか、私たち保護者からすると、その辺はもちろん見えないところなのですけれども、公立では受け入れているとか、民間ではどうなのとか、その辺も全然分からないのですけれども、教えていただくとありがたいのですけれども。

○事務局（保育政策担当課長）

事務局です。ご質問の意図はわかるのですけれども、多分お聞きになりたいことは、誰も記録に残るようなところでは申し上げにくいのではないかなというふうに思っています。

ただ、現実的に、全体として保育の事務の方を進めている事務局としては、公立でも民間でも、家庭に対しての支援とか、受入れ事例というのはあるということだけはお伝えできるのですけれども、その内容については、どの園であってもなくても、お伝えしにくいかなというふうには、この場ではお伝えしにくいかなと思います。

○米原委員長

一般論で言うと、あります。保護児童については、そういう協議会もありますし、児相ですとか民生委員とやり取りをして、もちろん家庭環境の改善もそうなのですけれども、その子がより生きやすいようにいろいろと調整をしていく、ということですね。

ただ、保育園においては、一般論ですけれども、急に虐待が起きることではないので、毎日毎日通ってきていることなので、心配なお子さんに関しては、保育園に長い時間いるということだけでも大き

な支援になっているということがあるのではないかとは思いますが。

○大越委員

大越です。ありがとうございます。特に具体的な内容を知りたいということではなくて、一般的にどうなのかということすら私たちが分かっていないので、どういう記載が適切なのかも、よくわかりません。

実態は、ニュースとか報道を見ていると、最近すごくいろいろな話を取り上げられているので、すごく言い方が難しいですけども、すごく身近な話なのかなという印象は持っていて、それをどこまで書くかというのが今ちょっと疑問になっているのかなと思うので、その辺を知りたかったかなというところです。

○米原委員長

書きぶりとしては、今やはり、子育て支援という観点で、子どもの虐待を未然に防ぐようにとか、そういった重大事例のことをどこまで書いていくのかということに関しては、議論があったわけですけども、先ほどの保育内容の検討のところにあったのと調整を図りながら、またお示ししたいのですが、実際は、現場の先生は基本的にはそういうのは、やっていらっしゃるというので、事例として、項目としては挙げなくても良いのではないかという印象があるのは確かです。

○茂森委員

茂森です。私は、大越さんに対してなのですが、子どもの虐待を未然に防ぐように努める、保育士がこういうことをやっているって、どう思われましたか。

○大越委員

未然に防げるのであれば、防げた方が。

○茂森委員

日々やっているのかなとか、そんなところまでやっているのかと思ったりとか。

○大越委員

全然イメージが、申し訳ないんですけども。

○茂森委員

多分、それで良いんです。それを大々的に皆さんに伝えてしまうと、そういう隠す方もおそらく出てくる。もちろん、国家資格を取るときには保育士は全員勉強しているので、保護者の方に対するときは出たくないなというところがありますね。

○米原委員長

こういうやり取りを、現場の保育士さんがうちではこういうのが非常に難しさを感じているということをや取りしていただいて、より良いやり方とか考え方というのを深めていただきたいというのはありますね。

虐待の防止というのは、目的ではなく結果であるということではありますけれどもね。保護者に対して、虐待をしていないかどうかというのを見るわけではないというのも、今の茂森先生のご発言の中にもあったのかなと思います。

○長汐副委員長

長汐です。虐待もそうですけれども、子どもの最善の利益を守っていくというのが大事な観点ですよ。だから、最前線で虐待かどうかというのを発見するスキルというのは、保育士の先生方にはしっかり



身に付けていただいて、どうやって園で集約して通報するのか、通報義務がありますよね、虐待の場合は。だから、そういうことで、園の中で、研修とかで、どこにどういう痕があったら虐待を疑わなければいけないぐらいのことは、今もやっていらっしゃると思うのですけれども、そこが中々通報に結びつかないケースがすごくあるんですね。通報すれば児相が比較的ですがけれども早めに動いてくれる場合もあるので、そうでない場合もあったりするので。

○米原委員長

確認義務がありますから。児相の場合は。

○長沼副委員長

そうなんですけれども、中々多すぎてね、中々動けないというものもあるんですけども。そこでの観点も、子どもの最善の利益ですよね。権利条約にあるように。

この面は、子育て支援なので、子どもというよりは、家庭とか保護者に対する内容の聴き取りだとか、虐待が疑われる場合でも親御さんに支援をしていくという観点で接していただくということですよ。そのためのスキルって色々あるみたいですけど。

○米原委員長

それがあつたということで、本当に保育時間一杯に保育園で預かって、土曜日も含めて。それで保護者の負担を減らしていくとか、より良い生活環境を保育園の中で確保していくというのが、多分多くの保育園で悩みながらやられていることかなと思います。

かなりセンシティブというのか、丁寧に考えなければいけないところですので、今日は時間のこともありますので、一旦ここで、引き取らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

区切りのこともあるので、17ページの地域の保護者等に対する子育て支援というので、17ページを見ていただきたいと思います。

前回の会議において、「子育て拠点」というのが、指針では表現がなくなっているという竹澤さんからのご意見・ご指摘がありまして、その点が変わっています。網掛けになっていませんけれども、変わっています。

いかがでしょうか。

○井戸下委員

井戸下です。内容というよりは、文脈のことなので、前回の議論を受けて、保育園に、園側にあまり負担にならないようにというような書きぶりになっているなというふうには思うのですが、保育に支障がない限りにおいてというふうには書いているにもかかわらず、文の最後が、子育て支援を行う必要があります、なので、ちょっと個人的な感想ですけども、ちぐはぐな印象があるので、最後の「必要」を違う言葉に変えるとか、必要な支援を行うことが大切だとか、支援を行う努力をする必要がありますとか。

○米原委員長

求められますとかね。

○井戸下委員

そうですね、その方が、文章としては繋がりが良いのかなというふ

うに感じました。

○米原委員長

ありがとうございます。そこは前段のところは変更をしたのですが、それだけになっているので、また検討して皆さんにお示したいともいます。ありがとうございます。

私も、2つある事例の1つ目なのですが、これだけだと、地域と連携・交流する取組を行うだと、子育て支援と関係がないというか、地域との連携だけになっているので、改善が必要かなと思いますので、ここも修正案をまた出させてください。

○茂森委員

茂森です。四角に囲まれている2つ目の項目の、「施設や園庭の」の「等」が抜けている。上から三行目はあるのですが。

○米原委員長

そうですね、「園庭等を開放し」とリード文では「等」が入っているのに、事例のところには「等」が抜けている。ありがとうございます。では、「等」を入れましょう。

行事の時に、地域の子育て家庭が参加できるイベントを用意したりという、これだけではないですね。

よろしいでしょうか。またご意見ありましたら、お伝えいただければと思います。すみません、丁寧に見ていただきまして、ありがとうございます。今日は時間のこともありますので、ここで区切りたいと思います。

大変申し訳ございません、議題3を用意しておりましたけれども、こちらについては次回ご検討頂くということで、事前にお読みいただいて、ご意見がありましたら先に事務局の方までお伝えいただけますでしょうか。よろしくお願い致します。

それでは、これまでいただいた意見や提案内容を参考に事務局の方で資料をご用意いただいて、4章の残り、それから第5章についての協議を行っていきたいと思います。

それでは、議題の4番目、その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。それでは、事務局から次回以降の日程についてお伝えいたします。お願いします。

○事務局（保育政策担当課長）

事務局です。それでは、次回の日程についてご連絡申し上げます。次回は12月10日木曜日、引き続き午後6時からの開始となります。終了時間につきましては。大変恐縮ですが、本日の会議の進捗状況から考えますと、また9時までお願いせざるを得ないかなというふうに、現時点では考えております。

最終的には開催通知等で確認をいただければと思います。会場は同じく、またこちらの会場となります。傍聴環境等の状況もございますので、状況によりましては、今回のようなご迷惑をお掛けせず、最初から同じ部屋でということも、人数によっては可能だと思っております。

すので、そちらも含めて、あらかじめご承知おきいただければと思います。

なお、事務局から1点ご連絡事項がございます。この後の議題で予定しておりました第5章の部分についてのご意見聴取等について、また短い期間ではございますが事務局の方でお願いしたいと思っております。それにあたりましては、第5章は大分時間が経っておりますので、若干説明も含めてメールをさせていただきたいと思っておりますので、期間が短い中、誠に恐縮ではございますが、ご協力方お願い致します。事務局からは以上です。

○米原委員長

ありがとうございます。それでは次回は、同じ部屋で、同じ6時からの開催ということで、お願い致します。

以上で本日の会議を終了いたします。大変お疲れ様でございました。

以上